

一般社団法人電波産業会 会 費 等 規 程

1995年（平成7年）4月27日設立総会制定
2009年12月11日第3回臨時総会改正（2011.04.01施行）

（目的）

第1条 この規程は、一般社団法人電波産業会（以下「当会」という。）定款第7条第2項の規定に基づき、当会の入会金及び会費に関して必要な事項を定めることを目的とする。

（入会金の金額）

第2条 正会員として入会しようとする者は、入会に際し、入会金として10万円を納付しなければならない。ただし、賛助会員として入会しようとする者は、入会金の納付を要しない。

（会費の種類及び金額）

第3条 正会員の会費は、当会定款第46条に規定する事業年度ごとの年額とし、別紙の正会員会費の算定基準に基づき決定する。この場合において、決定された会費は、見直し年度（平成10年度及び平成10年度に3年度の整数倍を加えた年度とする。以下同じ。）の前年度までは変更しないものとする。

2 見直し年度に決定された会費が従前の会費より増加する場合は、見直し年度及び見直し年度の次年度の会費は、当該決定された会費にかかわらず、次の表に定める暫定会費とする。この場合において、端数については、1,000円の位で四捨五入する。

事 業 年 度	暫 定 会 費
見 直 し 年 度	$A - 2 / 3 (A - B)$
見 直 し 年 度 の 次 年 度	$A - 1 / 3 (A - B)$

注1 Aは、見直し年度に決定された会費とする。

2 Bは、従前の会費とする。

3 賛助会員の会費は、年額30万円とする。

（会費の納入）

第4条 会員は、当会定款第46条に規定する事業年度ごとに会費を納入しなければならない。ただし、新たに会員になった者は、次の表に定めるところにより、入会に際し当該事業年度の会費を納入するものとする。この場合において、端数については、1,000円の位で四捨五入する。

入会日の属する月から当該事業年度の3月までの月数	当該事業年度の会費
12又は11	会費×6/6
10又は9	会費×5/6
8又は7	会費×4/6
6又は5	会費×3/6
4又は3	会費×2/6
2又は1	会費×1/6

(会員の協力)

第5条 会員は、会費の決定のために必要な資料の提出について、当会に協力しなければならない。

(会員の資格の継続)

第6条 会員の資格は、事業年度の終了の日の30日以上前に、退会の届出がない場合は、翌会計年度についても継続するものとする。

(理事会への委任)

第7条 この規程の施行について必要な事項は、この規定で定めるものを除き、理事会が別に定める。

附 則

- この規程は、この法人の設立許可のあった日（平成7年5月15日）から施行する。
- 平成8年6月30日までに当会に入会した者は、入会金を要しない。

附 則（平成9年5月28日第3回通常総会改正）

この規程の改正は、平成9年7月1日から施行する。ただし、平成9年6月30日以前に会員となった者については、平成10年7月1日から適用する。

附 則（平成10年9月30日第6回通常総会改正）

この規程の改正は、平成10年9月30日から施行する。

附 則（平成11年9月20日第8回通常総会改正）

この規程の改正は、平成11年7月1日から施行する。

附 則

この規程の改正は、定款の一部変更（平成13年7月第1回臨時総会決定）の施行の日（平成13年8月8日）から施行する。

附 則

この規程の改正は、平成18年4月1日から施行する。

附 則

この規程の改正は、一般社団法人への移行の日（平成23年4月1日）から施行する。

正会員の会費の算定基準

- 1 電波関連事業者（電気通信事業者（日本電信電話株式会社を含む。）、放送事業者（放送大学学園を除く。）及び無線機器製造事業者（日本標準産業分類中の分類番号3013（無線通信機械器具製造業）及び3014（ラジオ受信機、テレビジョン受信機製造業）の事業者であって、過去3年間の当該分類番号に係る機械器具等の生産額を平均した額が25億円以上のものをいう。）をいう。）

売 上 高	年 会 費
15,000億円以上	600万円
10,000億円以上 15,000億円未満	500万円
5,000億円以上 10,000億円未満	400万円
2,500億円以上 5,000億円未満	300万円
1,000億円以上 2,500億円未満	200万円
500億円以上 1,000億円未満	150万円
250億円以上 500億円未満	100万円
250億円未満	60万円

注1 売上高（当該正会員である法人又は団体の総売上高をいう。以下同じ。）は、当該正会員の入会年度又は見直し年度の前年度から過去3年度の売上高を平均した売上高とする。この場合において、当該年度の売上高が確定していないときは、その前々年度から過去3年度の売上高を平均した売上高とし、また、売上高が計上されていない場合は、売上高を0円とみなす。

注2 日本電信電話株式会社が日本電信電話株式会社法の一部を改正する法律（平成9年法律第98号）附則第2条第1項に定める東日本電信電話株式会社若しくは西日本電信電話株式会社又は同条第3項に定める長距離会社を含めて一体として入会する場合は、その売上高は、一体として入会する各会社の売上高の合計額とする。

注3 注1は、2の項において同じとする。

- 2 電力事業者、ガス事業者及び鉄道事業者

売 上 高	年 会 費
1兆円以上	100万円
1兆円未満	60万円

- 3 上記いずれにも該当しない者

60万円